

帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、夫については要介護状態での避難生活となったことを考慮して要介護1であった平成26年3月から平成29年5月まで月額3万円が、妻については夫や子との別離を余儀なくされたことを考慮して家族別離が生じた平成23年4月から平成25年10月まで、また、要介護状態での避難生活となったことを考慮して要介護1であった平成27年5月から同年10月まで、それぞれ月額3万円が、既払金を控除した上で賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及び同X2（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	ア 精神的損害（日常生活阻害慰謝料）増額分（申立人X1分） イ 精神的損害（日常生活阻害慰謝料）増額分（申立人X2分）
期間	上記損害項目アについて 平成26年3月1日から平成29年5月31日まで 上記損害項目イについて 平成23年4月22日から平成27年10月31日まで

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金1,830,000円の支払義務があることを認める。

〈内訳〉

ア 精神的損害（日常生活阻害慰謝料）増額分（申立人X1分）	780,000円
イ 精神的損害（日常生活阻害慰謝料）増額分（申立人X2分）	1,050,000円

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（ただし、同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求をしない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年3月4日

（仲介委員 舟久保 賢一）